

山形県議会デジタル化推進会議

令和4年度 検討報告書

令和5年2月28日

山形県議会デジタル化推進会議

目 次

I	はじめに	2
II	中間報告を踏まえた令和4年度の検討方針	3
1	中間報告書の内容	3
2	令和4年度における検討の進め方	4
III	デジタル会議における審議状況等	4
IV	ペーパーレス化の推進について	6
1	ペーパーレス会議システムの導入について	6
(1)	導入目的の明確化	6
(2)	コスト削減及び事務負担軽減の実現性	6
(3)	セキュリティ対策の徹底	7
(4)	誰もが使える操作性の確保	7
(5)	閲覧資料の利便性	7
2	タブレットの導入について	8
(1)	所有形態について	8
(2)	利用制限について	9
(3)	利用場所について	9
(4)	セキュリティ対策等について	10
3	ペーパーレス化の進め方について	11
(1)	システム等の発注前に検討すべき課題	11
(2)	システム等の試行前に検討すべき課題	13
(3)	システム等の本格実施までに検討すべき課題	13
V	予算特別委員会における質疑の充実のための画像・可動式大型ディスプレイの活用について	14
1	可動式大型ディスプレイの活用に向けた試行について	14
(1)	試行の内容	14
(2)	試行内容に対する評価	16
2	可動式大型ディスプレイの活用に係る検討結果について	16
VI	デジタル化に向けた更なる検討について	16
1	オンライン会議の導入について	16
2	通信環境の整備について	16
	(参考)	
	○山形県議会デジタル化推進会議委員名簿	17

I はじめに

コロナ禍以降、行政分野でのデジタル化は急速に進展しており、こうした動きに合わせて、地方議会でも、ICTを活用した議会運営の取組みが加速化している。

こうした状況等を踏まえ、本県議会においては、令和3年度に「山形県議会デジタル化推進会議」（以下、「デジタル会議」という。）を設置し、議会のデジタル化に向けた対応等について、協議・調整を行うこととした。このデジタル会議では、設置以降、デジタル会議委員によるペーパーレス会議システムの試行等を重ねながら協議を行い、令和4年3月にはその結果を、「山形県議会デジタル化推進会議中間報告書」（以下「中間報告書」という。）として取りまとめたところである。

令和4年度においては、この中間報告書を踏まえ、ペーパーレス会議システムやその端末（タブレット）の試行範囲を全議員に拡大するなどの取組みを行いながら、本県議会のデジタル化に向けた対応やその具体的な進め方等について協議を行ってきたところであり、この度、その協議結果について、「令和4年度検討報告書」（以下、「報告書」という。）として取りまとめた。

今後、行政分野等でのデジタル化はますます進展するものと見込まれるところであり、令和5年度以降も、デジタル会議における調査検討を更に深めるとともに、この報告書に基づく具体的な対応について、スピード感を持ちつつ、丁寧に進めていくよう求めるものである。

Ⅱ 中間報告書を踏まえた令和4年度の検討方針

1. 中間報告書の内容

令和4年3月に取りまとめられた中間報告書の概要は以下のとおりである。

令和3年度の検討結果	評価・課題	今後の検討 ・進め方
(1) ICTを活用した議会審議の充実		
① タブレット導入による議会活動の充実		
<u>【試行】電子メールを活用した速やかな情報提供</u> ・11月～試行（委員対象） ・1月～試行（全議員対象） ・アンケートによる課題整理	<u>○導入すべきである。</u> 但し、解決すべき課題がある。 ・情報提供のルールが必要 ・提供する情報の種類についての検討が必要 ・当面はFAXと併用も必要	<u>継続検討</u> ・全議員を対象とした試行の継続
<u>【試行】情報共有の仕組みを利用した情報・資料共有</u> ・1月～試行（委員対象）	<u>○導入に向けて検討・試行すべき。</u> 但し、解決すべき課題がある。 ・ファイル保存の工夫が必要 ・類似サービスとの比較が必要	<u>継続検討</u> ・全議員を対象とした試行の実施
<u>【試行】タブレットを活用したペーパーレス委員会開催</u> ・2月 試行（委員を対象とした模擬委員会）	<u>○導入に向けて検討・試行すべき。</u> 但し、解決すべき課題がある。 ・操作に慣れが必要 ・当面は紙資料との併用、運用の工夫とサポート等が必要	<u>継続検討</u> ・全議員を対象とした試行の実施
② オンライン会議の導入 ・委員会等への導入等	<u>○危機管理上必要との意見があった一方で、具体的・実務的課題もあるため更なる検討が必要</u>	<u>今後検討</u>
(2) 議会棟のデジタル化による機能強化、サービス向上		
① 通信環境の整備 ・議会棟内Wi-Fi環境整備	<u>○建物の構造、利用するサービス等を踏まえた更なる検討が必要</u>	<u>今後検討</u>
② 可動式大型ディスプレイの設置		
<u>【試行】予算特別委員会における質疑の充実のための画像・大型ディスプレイの活用</u> ・12月試行（動画・音声無） ・3月試行（静止画・音声無） ・アンケートによる課題整理	<u>○導入すべきである。</u> 但し、導入にあたって、静止画、動画又は音声の有無等、多様な資料を想定した許可手続等が必要	<u>試行継続</u> <u>継続検討</u>
③ 議会棟、執務室等への入庁制限強化 ・入退室管理体制の整備等	<u>○議会棟、執務室等の管理体制については、各議員の理解を得ながら更なる検討が必要</u>	<u>今後検討</u> ・「山形県議会機能強化検討会議」で検討
④ 議会中継設備の改善 ・議場等の映像送出デジタル化	<u>○議会中継の方法も含めた中長期的視野での更なる検討が必要</u>	

2. 令和4年度における検討の進め方

中間報告書の内容等を踏まえ、令和4年度においては、「継続検討」とされた以下の4項目について、試行を行いながら重点的に検討を行った。

- ① 電子メールを活用した速やかな情報提供
 - ② 情報共有の仕組みを利用した情報・資料共有
 - ③ タブレット等を活用したペーパーレス委員会開催
 - ④ 予算特別委員会における質疑の充実のための画像・大型ディスプレイの活用
- なお、このうち①②③については、「ペーパーレス化の推進」として一体的に検討することとした。

Ⅲ デジタル会議における審議状況等

令和4年度は以下のとおり、様々な試行や研修会の開催等の取組みを行いながら、8回にわたりデジタル会議を開催し、調査検討、協議を行った。

時期	実施内容、協議内容等
令和4年4月22日	【第1回デジタル会議】 ○中間報告書について ○令和4年度の進め方について
令和4年6月～ 令和5年3月	【ペーパーレス会議システムの試行】 ※全議員に対して、ペーパーレス会議システムの試行環境を提供
令和4年6月1日	【第2回デジタル会議】 ○ペーパーレス会議システム研修会及び同システムを活用した模擬会議の開催について
令和4年6月7日	【第3回デジタル会議】 ○電子メールを活用した情報提供について ○ペーパーレス会議システムを活用した委員会の模擬会議のアンケート（案）について ○予算特別委員会における可動式ディスプレイ使用に関する申し合わせについて（素案）
令和4年6月定例会 会期中	【タブレット端末操作の試行】 ※全議員に対して、タブレット端末を貸与し、端末操作の試行環境を提供
令和4年6月14日	【ペーパーレス会議システムの操作に係る研修会】 ○全議員を対象に、ペーパーレス会議システム（SideBooks）操作方法の説明、操作の試行
令和4年6月16日	【ペーパーレス会議システムを活用した模擬委員会】 ○全議員を対象に、ペーパーレス会議システム（SideBooks）を活用した委員会の模擬会議
令和4年8月23日	【第4回デジタル会議】 ○予算特別委員会における可動式ディスプレイ使用に関する申し合わせについて（素案） ○ペーパーレス会議システムを活用した委員会の模擬会議に係るアンケート結果について ○ペーパーレス会議システム及びタブレットの導入について（素案）

令和4年9月22日	<p>【第5回デジタル会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ペーパーレス会議システム(more Note)操作方法の説明、試行 ○可動式ディスプレイを使用した予算特別委員会の質疑について（試行）
令和4年9月28日	<p>【予算特別委員会における可動式ディスプレイを使用した質疑の試行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○相田光照議員（デジタル会議委員）が、動画（音声有）をディスプレイに表示して質疑を試行
令和4年9月29日	<p>【予算特別委員会における可動式ディスプレイを使用した質疑の試行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○菊池文昭議員（デジタル会議委員外）が、静止画（音声無）をディスプレイに表示して質疑を試行
令和4年10月5日	<p>【第6回デジタル会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ペーパーレス会議システム試行結果を踏まえた比較検討について ○ペーパーレス会議システム及びタブレットの導入について（報告書イメージ）
令和4年12月7日	<p>【第7回デジタル会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ペーパーレス会議システム（Smart Discussion）の説明、比較検討 ○山形県議会デジタル化推進会議報告書（素案）について
令和4年12月9日	<p>【予算特別委員会における可動式ディスプレイを使用した質疑の試行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○渋間佳寿美議員（デジタル会議委員）が、静止画（音声無）をディスプレイに表示して質疑を試行
令和5年2月21日	<p>【第8回デジタル会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○オンライン委員会報告書（都道府県議会デジタル化専門委員会）について ○山形県議会デジタル化推進会議 令和4年度 検討報告書（案）について

IV ペーパーレス化の推進について

1. ペーパーレス会議システムの導入について

ペーパーレス会議システム（以下「システム」という。）の導入の検討にあたり、中間報告書に基づき、全議員に一定期間タブレットを貸し出すとともに、全議員を対象とした研修会やシステムを活用したペーパーレス模擬委員会を開催するなど試行を継続してきた。

これまでの試行結果等を踏まえ、中間報告書で示された「導入の視点」に基づき、導入のあり方等について、以下のとおり検討した。

(1) 導入目的の明確化

システム導入の目的として中間報告書に示された4項目の必要性について、改めて再認識し、これら目的が達成されるべくシステム導入を行うべきである。

導入の目的 (中間報告書より)	具体的な内容
資料の管理・保管の効率化による議員活動の利便性の向上	・時間や場所の制約を受けず、必要な文書の閲覧が可能 ・電子化した文書の体系的な管理による文書検索の簡便化 ・資料の持ち運び（掲載）が容易
データに基づく政策提言・政策立案機能の向上	・資料管理の効率化に伴い、横断的な政策検討が可能 ・場所の制約を受けず、資料（データ）に基づいた政策検討が可能
紙媒体資料に要するコストの削減及び環境負荷の軽減	・コスト（紙代・印刷代・配付・保存・廃棄等に要する経費及び労力）の削減 ・紙資源の削減
平時・緊急時を問わない議会機能の確保も視野	・災害時等緊急的な情報伝達の即時化 ・オンライン委員会の実施が技術的には可能

(2) コスト削減及び事務負担軽減の実現性

既に導入している他県においては、印刷経費等の削減に加え、事務負担の軽減にもつながっているケースが多い。（令和4年6月6日香川県調査）

本県においても、システム導入により、資料の大量コピーの時間・労力・資源等の省力化が図られることから、他県と同様の効果が見込まれる。

【令和4年6月6日香川県調査抜粋】

- ・ペーパーレス化以前は、議事課員総出により議案書の編綴作業を行い、勤務時間外まで及ぶことが多々あったが、ペーパーレス化以降、担当職員によるサイトのアップロード作業を行うことが可能となり、事務量が大幅に削減された。
- ・資料の大量コピーや印刷発注に比べ、時間・労力ともに大きく省力化している。
- ・新たに発生する事務作業として、資料のPDF化、アップロード作業等があるが、事務量は紙で作業していた時より減少している。

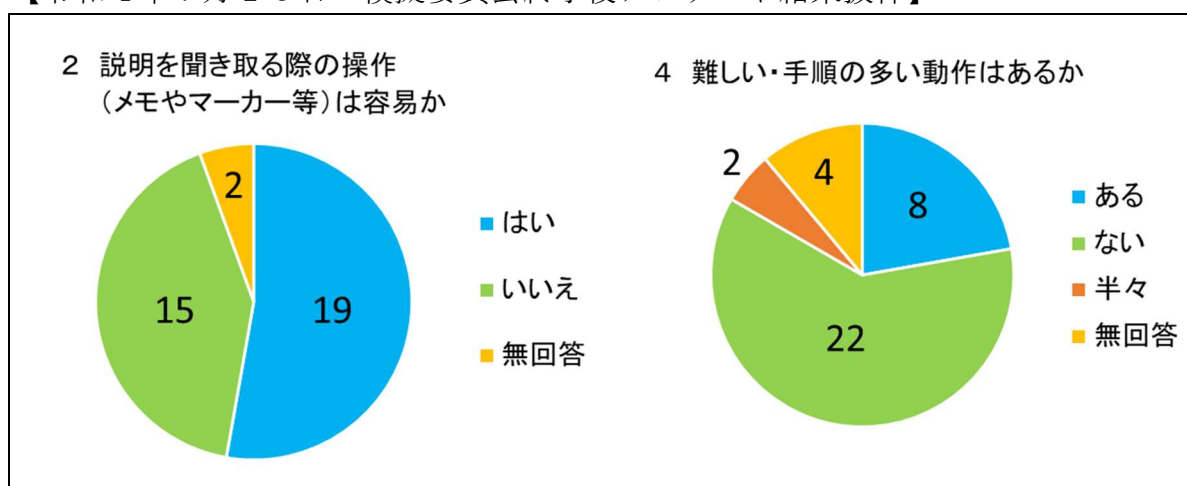
(3) セキュリティ対策の徹底

ペーパーレス会議システムのセキュリティ仕様について、試行を行ったシステムでは、ユーザー認証機能に加え、保存しているファイル及びフォルダにアクセス制限を設けることで、ユーザーごとに閲覧権限を設定することができる。また、文書ファイルは暗号化して保存されるため、セキュリティ対策の徹底は図られているものと考えられる。

(4) 誰もが使える操作性の確保

ペーパーレス模擬委員会終了後のアンケートによれば、一部、メモやマーカーをはじめ、難しい操作があるとの意見があったものの、半数以上の議員からは操作が容易であるとの回答を得ており、試行期間を設けるなど議員全体の習熟度を高める取組みを行うことにより、操作性を確保することは可能と考えられる。

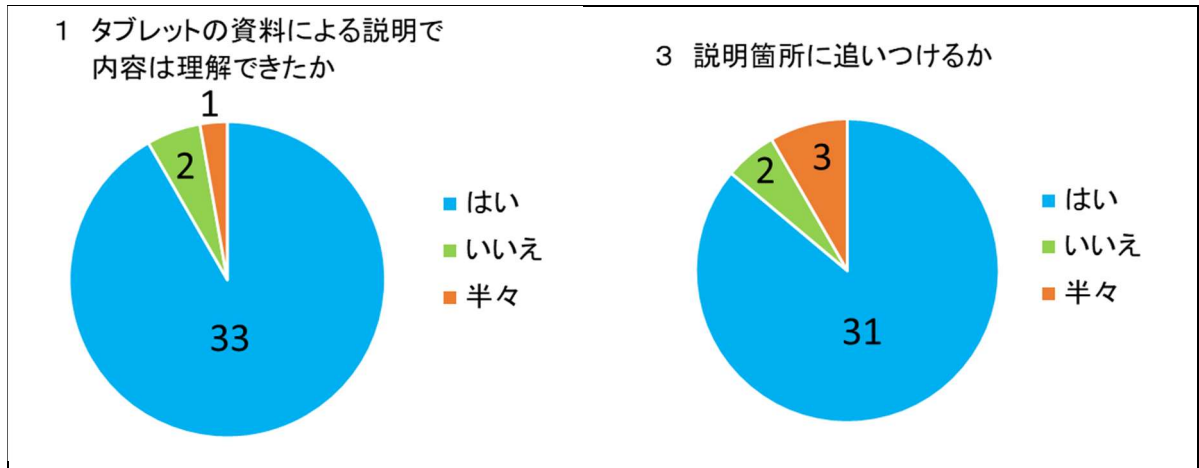
【令和4年7月16日 模擬委員会終了後アンケート結果抜粋】



(5) 閲覧資料の利便性

試行を行ったシステムは、画面表示機能やメモ機能、文書検索機能を有している。また、ペーパーレス模擬委員会終了後のアンケートにおいても、多くの議員が、説明箇所を追いつくことができ、タブレットの資料による説明で内容を理解できると答えており、議会審議への対応は可能と考えられる。

【令和4年7月16日 模擬委員会終了後アンケート結果抜粋】



【検討結果】

上記の検討結果を踏まえ、ペーパーレス会議システムについて、継続的な試行期間を設けるなど議員を始めとする関係者の習熟度を高める取組みを行ったうえで、本格導入すべきである。

2. タブレットの導入について

システムの導入にあたっては、当該システムを利用できる端末(タブレット)が必要となる。中間報告書においては、所有形態に応じたメリット・デメリットや費用負担の考え方について整理されたところであり、この整理内容をもとにさらに検討を深めた。

(1) 所有形態について

①検討内容

検討項目 <所有形態>	特徴(メリット等)	検討結果
県が所有し議員へ貸与	<ul style="list-style-type: none"> ・現在タブレットを所有していない議員も導入しやすい ・全議員が同一の仕様となり一定水準のセキュリティ対策が可能 ・動作不良の際などに事務局がフォローしやすい 	○
議員が所有(全議員が所有することを担保)	<ul style="list-style-type: none"> ・使い慣れた機器の利用が可能 ・いわゆる2台持ちの必要がない 	

②検討結果

全議員への導入拡大を図る観点や一定水準のセキュリティ対策確保の必要性を考慮して、「県が所有し議員へ貸与する」こととすべきと考えられる。

(2) 利用制限について

①検討内容

検討項目 ＜利用制限＞	特徴（メリット等）	検討結果
議会活動に限定 ⇒利用料全額を県が負担	<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費との関係など県が貸与したタブレットを利用することの理解が得られやすい ・先行する多くの団体がこの方式を採用（34団体中22団体） 	○
議会活動と政務活動に利用可能 ⇒政務活動費 1/2 議員負担 1/2	<ul style="list-style-type: none"> ・議員側も一定の負担をしたうえで、タブレットの利用範囲の広がり等による導入効果の拡大が期待 ※県が貸与したタブレットを政務活動に使うことは理解を得られにくい。 	

②検討結果

県が所有するタブレットを貸与することと政務活動費制度との関係等を考慮し、「議会活動に限定」することとすべきと考えられる。なお、この場合「議会活動に限定」することが、確実に担保されるよう、全議員で確認・共有することが必要と考えられる。

(3) 利用場所について

①検討内容

検討項目 ＜利用場所＞	特徴（メリット等）	検討結果
議会棟のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・端末の紛失・置き忘れ等のリスクが小さい ・議会活動に限定することの説明が比較的容易 	
議会棟からの持ち出し可	<ul style="list-style-type: none"> ・時間・場所の制約を受けないことや災害時の対応などシステム導入による効果が大きい 	○

②検討結果

システム導入による効果を最大限発揮させるため、また、将来的にオンライン委員会の開催を視野に入れた場合、「持ち出し可」とすべきと考えられる。

(4) セキュリティ対策等について

① 検討内容

検討項目 ＜セキュリティ対策等＞	特徴（メリット等）	検討結果
接続範囲（フィルタリング）	・有害サイトへのアクセス拒否	○
個人的なアプリのインストール	・認めない	○
紛失時の対応	・位置情報の把握、遠隔操作による初期化	○
紛失・破損時の経費負担	・使用者負担を原則に、状況に応じて個別対応も検討	○

② 検討結果

導入にあたっては、他県における実例等を踏まえて、タブレットの所有形態や使用範囲等に応じて、Web サイトの閲覧制限や使用範囲等を整備することで、セキュリティ対策の徹底を図ることが必要と考えられる。

【検討結果】

上記の検討結果を踏まえ、システムの本格導入と併せ、以下により タブレットを導入すべきである。

検討項目	検討結果
所有形態	県が所有し議員へ貸与
利用制限	議会活動に限定（政務活動・後援会活動・私用等のための利用不可）
利用場所	議会棟からの持ち出し可

ただし、このうち、「議会活動に限定」することは、このことが確実に担保されるよう、全議員で確認・共有することが必要である。

また、上記所有形態等に応じた使用ルールを策定し、セキュリティ対策を徹底する必要がある。

3. ペーパーレス化の進め方について

システム及びタブレットを円滑に導入し、ペーパーレス化を進めていくためには、さらに詳細な検討を要する課題がある。一方で、他県の例からは、システム等導入後、一定の試行期間を設けていることも多く、こうした試行実績を踏まえて検討・調整が必要な課題もあると思われる。

そのため、ペーパーレス化を進めるにあたって、(1)「システム等の発注前」と、(2)「システム等の試行前」、(3)「システム等の本格実施まで」の3段階に分けたうえで、まずは、(1)「システム等の発注前」に検討すべき課題を優先的に検討した。

なお、(2)「システム等の試行前」、(3)「システム等の本格実施まで」に検討すべき課題についても、現時点で想定される主な検討事項を整理した。

(1) システム等の発注前に検討すべき課題（令和4年度検討項目）

①システムやタブレットの仕様など主にハード面での検討を要する事項

○システムやタブレットの導入にあたっては、他県の例や事業者からの聞き取りなどの調査結果を踏まえ、さらには予算措置の状況も考慮したうえで、仕様書を作成し、適切な入札手続きを実施すべきである。

○タブレット利用にあたっての主な契約内容等は以下を基本とすべきである。

区分	考え方
接続範囲	インターネットの利用を可とする。ただし、有害サイトへのアクセスを制限するフィルタリングを行う。
	メール機能は、事務局・執行部からの情報提供ツールとして活用する。
通信回線	通信容量は、他県の状況を踏まえ、5GBとする。
	容量を超過した場合は、速度が低下したままとする。容量を追加する必要がある場合は、議員負担により実施する。
セキュリティ	個人的なアプリのインストールは認めない。
	タブレット紛失時は、位置情報を把握し、遠隔操作による初期化を行う。
	議員の過失によるタブレットの紛失・破損時に必要な復旧等の経費は、議員負担とする。ただし、真にやむを得ない場合は個別に検討する。

②ペーパーレス化の概ねの手順

令和5年度以降のシステム等の導入段階に応じたペーパーレス化の範囲及び議員等の習熟度を高めるための取組みの概ねの手順（イメージ）は、以下のとおりと考えられる。

今後、ペーパーレス化の効果を早期に発現させる観点等から、スピード感を持って本格導入に向けた手順を進めていくべきである。

一方で、それぞれの段階への移行にあたっては、各議員の習熟度の状況等に応じた丁寧な対応も求められる。

段階	ペーパーレス化等の実施内容
タブレット等導入前（現行）	<p>【議員への情報提供】 ○個人のメールアドレスへの情報提供が中心。希望者には、FAXによる情報提供も可（FAX 併用）</p> <p>【委員会審査】 ○委員会審査は、紙資料により実施 ○所属する委員会以外の委員会審査における冒頭報告等の資料は、執務室に紙配付</p> <p>【習熟度を高める取組み等】 ○システムは自己所有端末による利用も可能であり、より多くの利用を促すことにより、習熟度を高める。 ○タブレット導入後を見据え、タブレット利用の留意点（議会活動に限定など）を取りまとめた要領等の検討、制定</p>
タブレット等導入後（試行※）	<p>【議員への情報提供】 ○県が貸与するタブレットへのメールによる情報提供</p> <p>【委員会審査】 ○委員会審査に係る、冒頭報告等の資料はペーパーレス化で実施。議案書・付属書・説明書・決算書・主要な施策の成果等は紙資料により実施。 ○所属する委員会以外の委員会審査における冒頭報告等の資料は、システムに登録し、情報提供（紙配付は行わない）。</p> <p>【習熟度を高める取組み等】 ○タブレットやシステムに関する研修会実施（希望者対象） ○タブレット持込による委員会の試行 ○タブレット持込による本会議の試行 ○執行部の対応を整理・調整</p>
ペーパーレス化本格実施	<p>【議員への情報提供】 ○（「試行」と同じ）</p> <p>【委員会審査】 ○本会議及び委員会審査は、議案書等も含めた完全ペーパーレス化で実施 ○（所属する委員会以外の委員会審査における冒頭報告等の資料は、上記「試行」と同じ）</p> <p>【習熟度を高める取組み等】 ○タブレットやシステムに関する研修会実施（希望者対象） ○実施状況や議員からの意見等を踏まえた、さらに習熟度を高める取組みの実施 ○実施状況等を踏まえた改善内容の検討</p>

※現行の取り扱いを併用しながら試行し、可能な部分からスピード感を持ってペーパーレス化を進める。

③ペーパーレス化までのスケジュール

ペーパーレス化に向けては、以下の2つの観点に基づき試行等を進め、タブレットの納入から2年後の本格実施を目指すべきである。

- ・効果を早期に発現する
 - …情報提供資料は速やかにペーパーレス化を実施
- ・議会審議に支障を生じさせない
 - …議会審議に係る資料は3回程度の定例会で試行したうえでペーパーレス化を実施

(2) システム等の試行前に検討すべき課題（令和5年度以降検討項目）

①具体的な試行内容と試行内容に応じたルール

- ・議員への情報提供方法
- ・委員会運営のあり方

②事務局及び執行部の役割

- ・議員への情報提供方法
- ・委員会運営のあり方

(3) システム等の本格実施までに検討すべき課題（令和5年度以降検討項目）

①本格運用にあたってのルール

- ・議員への情報提供方法
- ・本会議及び委員会運営のあり方

②事務局及び執行部の役割

- ・議員への情報提供方法
- ・本会議及び委員会運営のあり方

V 予算特別委員会における質疑の充実のための画像・可動式大型ディスプレイの活用について

1. 可動式大型ディスプレイの活用に向けた試行について

可動式大型ディスプレイの活用は、質問内容を補完する資料を表示することにより、質問の趣旨をより明確に伝え、質疑を充実させるために有効であると考えられる。一方で、その活用にあたっては、留意すべき事項等もあることから、令和3年度から試行を継続し、その結果等を踏まえ、導入のあり方について検討を行った。

(1) 試行の内容

令和3年度は、デジタル会議委員2名が試行（「動画・音声なし」、「静止画・音声なし」）を行ったところであるが、音声の取扱い等さらに検討を要する事項があるため、令和4年度においても試行を継続した。令和4年度においては、以下の3名による試行を行った。

- ①相田光照議員（デジタル会議委員）・・・動画・音声あり
- ②菊池文昭議員（デジタル会議委員外）・・・静止画・音声なし
- ③渋間佳寿美議員（デジタル会議委員）・・・静止画・音声なし

これらの試行にあたっては、「予算特別委員会における可動式ディスプレイ使用に関する申合せ（素案）」（以下、「申合せ（素案）」という。）を協議決定したところであり、この申合せ（素案）に基づき、試行した。

予算特別委員会における可動式ディスプレイ使用に関する申合せ

(素案)

1 基本原則

議会における質疑は「言論」により行うことが原則であることから、質疑に際し使用する資料は、質疑の効果を上げることを目的とする場合に限り補完的に使用する。

2 使用できる資料

- (1) タブレット端末等（ノートパソコンを含む。）を用いて可動式ディスプレイ（以下「ディスプレイ」という。）に表示する資料とする。
- (2) 使用できる資料は、図、表、写真、動画等で質疑者が使用する権原を有するものに限る。また、資料使用に当たっての著作権等の必要な手続きについては、質疑者において行うものとする。
- (3) 資料を使用する際には、前項の基本原則に留意するとともに、その内容に関して具体的な発言を行うなど、会議録への掲載に配慮しなければならない。

3 使用できない資料

- (1) 前項に定める資料以外の資料は使用できない。
- (2) 特定の者の利益を助長し若しくは侵害するものは使用できない。

4 ディスプレイへの表示方法

予算特別委員会に設置している可動式ディスプレイにタブレット端末等を接続して表示する。なお、タブレット端末等は質疑者又は議会事務局において用意し、その操作は、質疑者又は質疑補助者（予算特別委員会委員に限る。）が行うものとする。

5 資料使用の許可等

質疑者は、質疑に際し資料を使用する場合は、質疑日の2日前（山形県の休日を定める条例第一条第一項各号に掲げる日は日数に算入しない。）の午後1時まで、予算特別委員長から許可を得るものとする。

6 会議録への掲載

使用した資料は、会議録に掲載しない。

(2) 試行内容に対する評価

令和3年度から継続して実施してきた試行内容について、デジタル会議の場で評価したところ、以下のとおり集約された。

- 全体として質問の意図が伝わりやすく、申合せ（素案）の内容も、予算特別委員会の審議に支障が生じることはなかった。
- 令和3年度において継続課題とされていた音声付き動画についても、問題となる点はなく、使用を認めるべきである。
- デジタル会議委員外の議員も大きな戸惑いなく、可動式大型ディスプレイを活用できていたと思われる。

2. 可動式大型ディスプレイの活用に係る検討結果について

これまでの2か年にわたる試行実績及びその評価等を踏まえた協議の結果、この申合せ（素案）に基づき、令和5年度から本格実施すべきである。

VI デジタル化に向けた更なる検討について

まずは、ペーパーレス化の本格実施のための取組みを推進していくこととするが、本格実施後の更なるデジタル化に向けた以下の事項は、引き続き検討する必要があると考えられる。

1. オンライン会議の導入について

災害時や感染症拡大時など危機管理上必要となることも想定され、オンライン委員会の導入に向けた検討が必要であるとの意見がある。一方で、導入にあたっては、ペーパーレス化の本格実施が前提となるほか、様々な具体的・実践的な課題もあると思われる。

都道府県議会デジタル推進本部に提出された同専門委員会からの報告書（令和4年4月提出）によれば、オンライン委員会開会の手続き、本人確認や採決の手法、委員会審議の秩序保持、自宅等の通信環境の状況、通信障害時の対応、議事の公開（傍聴対応）のあり方などが課題として掲げられている。

今後、オンライン委員会の導入の検討にあたっては、こうした課題に留意していくことが必要である。

2. 通信環境の整備について

現時点では、タブレットは議会棟からの持ち出しを認めるとともに、通信料も県が負担することを原則としている。そのため、議会棟内へのWi-Fiなど通信環境の整備については、建物の構造にも留意したオンライン委員会開催時の通信障害防止など、オンライン委員会の導入に係る検討と一体的に検討すべきであると考えられる。

山形県議会デジタル化推進会議委員名簿

座 長 矢 吹 栄 修

副 座 長 吉 村 和 武

委 員 菊 池 大二郎

委 員 相 田 光 照

委 員 遠 藤 和 典

委 員 渋 間 佳寿美

委 員 石 黒 覚

委 員 鈴 木 孝

(※正副座長以外は議席番号順)